

令和5年度 姫路市立白鳥小学校いじめ防止基本方針

姫路市立白鳥小学校

1 学校の方針

本校は、「自立・協働・共生」を学校教育目標に掲げている。児童の自立を促し、内に秘めた創造性や可能性を十分に発揮し、自他共に大切にできる精神を育てることを目指しており、目標実現のため、日々様々な教育活動に取り組んでいる。全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう教育方針の策定や教育環境の整備が重要である。そして、教職員と児童生徒がいじめを許さないという強い意志を共有して、人権感覚を涵養しながら明るい学校づくりと人間関係づくりに資するよう本校いじめ防止基本方針を策定し、それに則って粛々と推進する。

2 基本的な考え方

本校は、創立146年を迎える長い歴史をもつ小学校である。校区は古くから西国街道や山陽道への交通の要所として栄え、文化的にも歴史的にも重要な位置を占めている。かつては周辺の宅地造成が急激に進み、人口増加に伴って児童数が1500人を超えるマンモス校の時期もあった。その後、峰相小学校と青山小学校が分離独立し、現在は全校児童数が220名前後で推移している。昔からの集落を一部残しているが、新興住宅地が大部分を占めており、核家族化や少子高齢化が進んでいる。

特色ある学校づくりの一環として、本校では古き良き伝統と新しい時代のニーズがうまく融合できるよう、体験活動として地域の「人・もの・こと」に児童が触れ、その体験を十分に意味づけることで自己有用感を高めるべく、好ましい人間関係づくりを目指す教育に取り組んでいる。また、校区自治会では、約30年前より、住民相互の交流の場として年1回大々的に住民運動会を開催したり、秋祭りの活性化に取り組んだりしている。

児童の実態は、児童は学年を超えてたいへん仲が良く、一緒に遊ぶ姿を日常的に目にすることができる。いじめについては、過去には遊びや金銭の貸し借りを巡って児童間のトラブルが起こり、その原因としていじめが疑われるケースがあった。また昨今、行動が表に現れず、いじめが見えにくくなっているのも現状である。いつでもどこでもいじめが起こる可能性は十分にあると考えられる。

そこで、教職員が児童や保護者・地域と共に、いじめは絶対に許さないという強い意識を共有し、いじめを根本から抑制し、お互いの人権を守る土壌を育み維持していく中で、いじめを許さない学校づくりを推進し、万が一いじめの問題が発生した場合にも、早期解決に向け以下の体制を構築して取り組む必要があると考える。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会等の校内組織を活用して行う。

4 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的なものとするため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導（生活指導）体制などの校内組織および連携する関係機関を別途定める。

別紙1 校内指導体制および関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づかないところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、児童によるけんかや悪口等の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことなく積極的に認知し、早期発見するためのチェックリストを別途定める。

別紙2 別紙5 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な以下の5点についての取組を体系的・計画的に行い、その都度、PDCA サイクルによって改善に資するため、学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえて別途年間指導計画を定める。

- 1 総括的な取組の方針
- 2 いじめ未然防止に向けた取組
- 3 具体的に早期発見につなぐ
- 4 いじめ対応のため、教職員の資質向上に向けた校内研修
- 5 開発的生徒指導の有効な手法であるライフスキル教育の全学年での実施

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめの解決に向けた組織的対応を別途定める。

別紙4 組織的対応

(4) いじめの解消の要件

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、より長期の期間を設定する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 「特に配慮を要する対応」について

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差からいじめが行われることがないように、当該児童生徒に対する理解を促進するとともに、注意深く見守り支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認についての正しい理解を促進し、必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を十分に理解し、当該児童に対するいじめの未然防止に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して、人権意識に配慮して、正しい知識をもって対応する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにおける重大事態とは、「当該いじめにより児童・生徒の生命や、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時」とし、いじめを受けた児童の側に立ち個々の状況から被害の重大性を判断する。最悪な結果としていじめによる自殺に至るケースはもとより、人体への重大な傷害や暴行や継続的な精神的苦痛や精神的疾患を発症するケースなどが想定できる。

また、「いじめを理由に当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合と認められる時」の相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には適切に調査し、その結果に基づいて個別に判断することとする。さらに、児童や保護者からいじめを理由として重大事態に至っているという申し立てがあった時には、校長の指示のもと、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

校長がいじめを理由とした重大事態であると判断した場合は、直ちに姫路市教育委員会に報告する。そして、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームを招集し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織により調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、姫路市教育委員会及び兵庫県教育委員会が設置する重大事態の調査を行う組織に全面的に協力し、事案の解決に向けて対応する。

6 その他の事項

地域に開かれた学校、風通しのよい学校を目指している本校として、これまでも地域や保護者に向けての情報発信に努めてきた。いじめ防止対策については、保護者はもとより地域を巻き込んだ取組を行うことで実効性がより高まると考えている。策定した「白鳥小学校いじめ防止基本方針」を学校のHPや学校便りで公開したり、学校評議員会やPTA総会や役員会、校区愛護育成会総会、地域懇談会や白鳥自治会長の会合、学期末個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会をとらえて情報発信に努めたりして、広く協力を呼びかけていく。

また、いじめ防止対策をより向上させるために、学校の基本方針をはじめ、対策そのものについて常時点検し、見直しを図る。いじめアンケートの重要性を再認識し、大白書中校区で現在取り組んでいるライフスキル教育や人権教育・心の教育・命の教育を一層推進し、年間計画に基づいて児童の自尊感情や自己肯定感、他者との人間関係形成力、人権を尊重する心の醸成に最大限努力する。

さらに、教師主導の指導だけでなく、学校全体としての取組に高めていく視点から、児童が主体となったいじめ防止キャンペーン等の取組を取り入れるなど、児童からの活動へと底上げを図る。そして、愛護育成会ならびに自治会をはじめ、地域の各種団体とも十分に連携を図りながら、いじめ防止ならびに撲滅に向け、白鳥校区を挙げての取組とする。

※令和5年4月 一部改訂

日常の指導体制

管理職

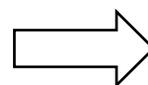
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境作り
- ・保護者、地域との連携

いじめ対策委員会

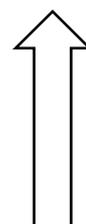
構成メンバー

校長，教頭，生活指導担当，学年代表，養護教諭，
道徳人権担当，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し，改善
- ・年間指導計画の作成，実施，改善
- ・校内研修の企画・実施
- ・アンケートの結果，いじめに関する情報の整理分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童に対する支援方針の検討



- ・未然防止
- ・いじめの認知
- ・早期発見



未然防止

1. いじめ撲滅宣言
2. 学習指導の充実
 - …学習規律づくり
 - …学級集団づくり
 - …分かる授業づくり
3. 体験活動の充実
4. 特別活動の充実
 - …縦割り班活動
 - …縦割り遊び
5. 教育相談の充実
6. 人権教育の充実
7. 情報教育の充実
 - …メディアリテラシー
 - …携帯・スマホの指導
 - …ネット犯罪防止講習
8. 保護者・地域との連携
 - …学校いじめ防止基本方針の周知
 - …オープンスクールの実施
 - …地域行事への積極的参加

早期発見

1. 情報の収集
 - …日常的な観察と気づき
 - …養護教諭，担任教諭からの情報
 - …教師間の情報共有
 - …児童・保護者・地域の情報
 - …登下校指導
 - …挨拶指導
 - …校内巡視
 - …アンケートの実施
 - …定期的な面談
2. 相談体制の確立
 - …相談窓口の開設
 - …スクールカウンセラーの活用
3. 情報の共有
 - …報連相の徹底
 - …要配慮児童の実態把握
 - …確実な申し送り
 - …授業参観・授業公開

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないよういたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 相対や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- とくどき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎給食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出ていく

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

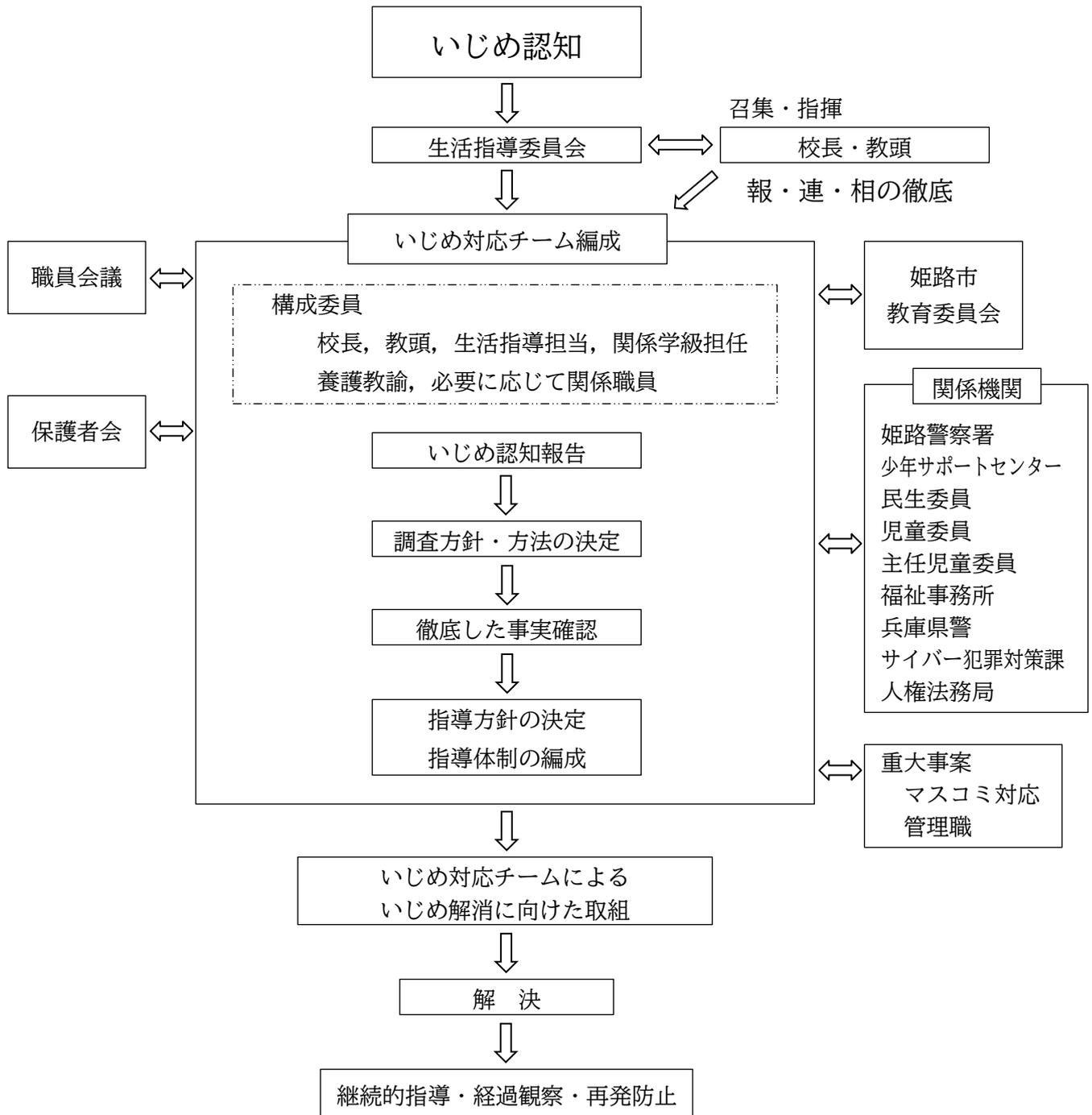
いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

いじめ防止に係る年間指導計画（令和5年度）

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	学級その他の取組
4月	・いじめ対策委員会 指導方針・計画の作成 ・職員会, 生活指導委員会	・校長による 「全校いじめ撲滅宣言」	・家庭訪問 ・学級懇談会 ・低学年下校見送り ・スクールカウンセラー 相談	・学級開き ・学級担任による 「学級いじめ撲滅宣言」 ・あいさつ運動
5月	・保護者, 地域向け啓発 及び発信 ・職員会, 生活指導委員会	・職員研修	・スクールカウンセラー 相談	
6月	・職員会, 生活指導委員会	・いのちの授業 ・小中連絡会 ・学校評議員会 ・校区愛護育成会	・スクールカウンセラー 相談	
7月	・職員会, 生活指導委員会	・校内拡大委員会 ・ライフスキル教育	・いじめアンケート① ・個別懇談会 ・スクールカウンセラー 相談	・交流学习 ・夏休み生活指導
8月	・職員会, 生活指導委員会	・カウンセリングマイン ド 研修 ・事例研修 ・拡大校内委員会 ・ライフスキル研修		
9月	・職員会, 生活指導委員会	・ライフスキル教育	・スクールカウンセラー 相談	・オープンスクール
10月	・職員会, 生活指導委員会	・地域行事への参加 ・共生教育	・スクールカウンセラー 相談	・交流学习
11月	・職員会, 生活指導委員会	・ライフスキル教育 ・命の教育 ・共生教育	・いじめアンケート② ・スクールカウンセラー 相談	
12月	・職員会, 生活指導委員会	・情報モラル教育	・個別懇談会 ・スクールカウンセラー 相談	・冬休み生活指導 ・交流学习
1月	・職員会, 生活指導委員会	・拡大校内委員会 ・校区人権推進委員会	・スクールカウンセラー 相談	・オープンスクール
2月	・職員会, 生活指導委員会 ・学校評価	・学校評議員会 ・薬物乱用防止教室 ・ライフスキル教育	・いじめアンケート③ ・スクールカウンセラー 相談	
3月	・職員会, 生活指導委員会	・小中連絡会 ・拡大校内委員会	・学級懇談会 ・スクールカウンセラー 相談	・春休み生活指導

緊急時の組織対応（早期対応）



- 最後までいじめを受けた側の児童・保護者に寄り添う立場を貫く。
- 双方の保護者と十分に連絡を取り合い話し合いを進める。
- いじめはどこでも誰にでも起こりうることを決して忘れない。
- 報告・連絡・相談を徹底し、校長の指揮のもと、組織・チームとして解決していく。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

1 子どもの変化を見逃さないために

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、道徳科、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している